



分野2 ライフステージを通じた継続的な支援

目標8 こどもと家庭へのきめ細かな支援

基本施策① すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの 相談支援体制の充実

現状

- 核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、地域の中で孤立しがちな傾向があるほか、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対し、社会からの支援につながらずに児童虐待が深刻化する事案が後を絶ちません。
- 育児やしつけ、性格行動等、こどもに関する相談窓口として、市内3か所（中央・東部・西部）に子ども家庭支援センターを配置し、さまざまな対応を行っています。また、児童虐待とDV*は深くかかわりあっていることが多いため、中央子ども家庭支援センター内に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DVの被害を受けた母子等の相談・支援も行っています。
- 児童福祉法等の改正により、2024（令和6）年4月から、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として、子ども家庭支援センターを中心に、保健（福祉）センターと連携・協働を深め、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない相談支援を行っています。

課題

- こどもに関する相談は、一層、複雑化・多様化していることから、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、児童虐待の予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ*を両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することが求められています。
- DVに関する相談はこどもの問題と関係していることが多く、関係機関との連携が必要です。また、DV被害を受けた母子等への適切な支援が求められています。

主な事業・取組

①こどもに関する相談支援体制の強化

(利用者支援事業(③こども家庭センター型)) (※B-3)

複雑化・多様化するこどもに関する相談にきめ細かな対応ができるよう、各種研修により職員の資質向上に努めるとともに、母子保健と児童福祉の複合化する事案に早期から対応するため、市内3か所に「こども家庭センター」を設置し、相談支援体制の強化を図ります。

各センターには、母子保健と児童福祉の両分野の専門的知識を有する「統括支援員」を配置し、一体的な相談支援に努めるとともに、適切なアセスメントにより利用者のニーズを引き出しながら具体的な支援内容を記載した「サポートプラン」の提供を実施しています。また、相談内容に応じて、学校や幼児教育・保育施設等との連携を図り、必要に応じて専門の医療機関や療育機関での支援につなげます。

中央こども家庭センターには、社会福祉士、保健師等の専門職を「地域子育てコーディネーター」として配置し、巡回支援等を行うほか、地域におけるこども・子育ての支援団体との連携強化に取り組みます。

②地域子育て相談機関での相談支援

中学校区に1か所を目安として、子育て世帯の利用者の多いこどもルーム等を中心に、地域子育て相談機関を設置し、身近な地域で気軽に相談できる体制を構築しています。こども家庭センターと連携を図りながら、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握に努め、相談体制の充実に努めます。

③DVに関する相談・支援体制の充実

女性相談支援センター*等関係機関との連携を強化するとともに、DV被害者の安全確保のために有効な「保護命令制度*」利用の援助等を行い、DV被害者に寄り添った支援の充実に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①こどもに関する相談支援体制の強化	こども家庭センターでの子育てに関する相談件数	5,322件 (※)	増加
②地域子育て相談機関での相談支援	地域子育て相談機関での子育てに関する相談件数	—	4,309件
③DVに関する相談・支援体制の充実	DVに関する相談件数	244件	増加

※2023(令和5)年度実績については、子ども家庭支援センター及びパパママほっと相談コーナー(保健所健康課内)で受けた相談件数(児童虐待を除く)



〈成果指標〉

指 標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケート調査において、育児について相談できる人や機関があると答えた人の割合	93.8%	増加

社会的養護経験者（ケアリーバー*）への自立支援について



児童養護施設や里親家庭等で育った社会的養護経験者（ケアリーバー。以下「ケアリーバー」という。）は、原則18歳で措置が解除され、自立することが求められますが、保護者がいないまたは保護者からの養育拒否等により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学となるケースなどが見られ、貧困や孤独に陥りやすい傾向にあることが課題とされています。

このケアリーバーへの支援については、2004（平成16）年の改正児童福祉法第41条において、児童養護施設は、「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと」とされ、さらに、2022（令和4）年の改正児童福祉法第11条においては、「実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと」が都道府県の業務として位置付けられました。

そのため、県においては、NPO法人*に委託して社会的養護自立支援拠点事業（※1）として、相互交流の場の提供・生活や就労等相談支援・ソーシャルスキルトレーニングなどの支援を行っています。これらの取組事例としては、社会資源の情報共有によりニーズに応じた支援を行っていることや、キャリアコンサルタントの助言のもと就労準備を行い就職につないでいること、また、就職後も生活面、就労面、両方の相談に応じることで就労継続を支援していることなどがあります。

大分市においては、県中央児童相談所や児童アフターケアセンターおおいた（※2）などからケアリーバーへの支援が求められた際には、利用可能な福祉サービスやその他の支援がより確実に提供されるように連携・協力していくことが必要であると考えます。

※1 ケアリーバーや虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につながり、相互交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とした事業。就労や居住、生活に関する相談の実施などを行う。

※2 県では、社会的養護自立支援拠点事業を NPO 法人おおいた子ども支援ネットに委託し、ケアリーバーのケア等を行う「児童アフターケアセンターおおいた」を設置。ひきこもり、就労、措置解除後の自立等の課題を抱えるケアリーバー等の相談窓口として、児童アフターケアセンターおおいたを含む3機関を集約した「おおいた青少年総合相談所」がワンストップで対応している。

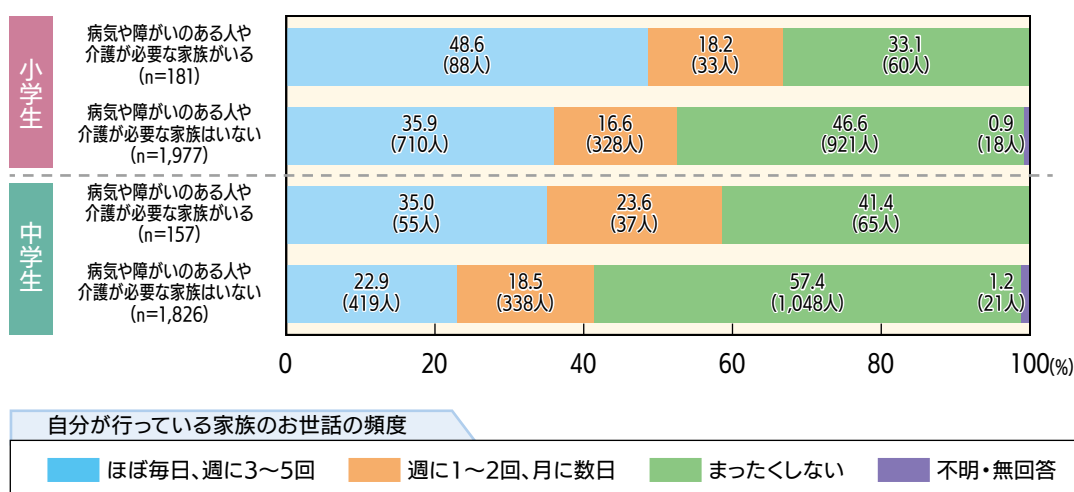
基本施策② 児童虐待の予防的対応の強化

現状

- 児童虐待相談対応件数は、2023（令和5）年度は1,993件と、こどもに関する全相談対応件数の約5割を占めており、2018（平成30）年度の838件から1,155件ほど増加しています。
- 被虐待児の年齢構成では0歳から学齢前児童が約4割、小学生以下では全体の約8割超を占めています。そうした中、こども自身からの相談は、年間数件程度となっています。
- 全国的な児童虐待相談対応件数の増加や相次ぐ深刻な虐待事案等を踏まえ、2024（令和6）年4月より、こども家庭センターを設置し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの一体的な相談支援体制を構築して、ポピュレーションアプローチの強化を図り、児童虐待の予防的対応、早期発見・早期対応に努めています。
- 2023（令和5）年度に実施した「大分市子どもの生活実態調査」では、「一緒に住んでいる人に病気や障がいのある人や介護の必要な人」と回答したこどものうち、週に3回以上「家族のお世話」をしていると回答した小学生の割合は3.6%、中学生は2.5%であり、このような状況に置かれたこどもたちが、困りを抱えていることが考えられます。

（こども）問4 同居家族に病気や障がいのある人や介護が必要な人がいるか。
×（こども）問14 自分が行っている家族のお世話。

家族に病気や障がいのある人や介護の必要な人がいると回答したこどものうち、家族のお世話を週に3回以上行っている小学生は88人おり、有効回収数（2,431人）に占める割合は3.6%となっています。中学生では55人おり、有効回収数（2,233人）に占める割合は2.5%となっています。



- 「大分市子どもの生活実態調査」では、こどもは「ヤングケアラーと思っている」が保護者は「ヤングケアラーに該当しない」と答えた割合が高くなっています。



(保護者)問27 お子さんは「ヤングケアラー」に該当するか。
×(こども)問19 自分が「ヤングケアラー」だと思うか。

親と子の間での「ヤングケアラー」に関する認識の差については、こどもは「ヤングケアラーと思っている」が保護者は「ヤングケアラーに該当しない」と答えている割合と、こどもは「ヤングケアラーとっていない」が保護者は「ヤングケアラーと思っている」と答えた割合は、前者の方が高くなっています。

		(単位:%)				(単位:%)	
子ども	保護者	該当する	該当しない	子ども	保護者	該当する	該当しない
	小学生	3.6	96.4		中学生	13.3	86.7
	思う (n=55)				思う (n=30)		
	思わない (n=2,109)	1.0	99.0		思わない (n=1,996)	0.6	99.4

課題

- こども家庭センターを中心として、児童虐待の予防的対応、早期発見・早期対応に努める必要があります。
- 深刻化・複雑化する虐待事案へ対応する体制や専門性のさらなる強化に取り組むとともに、こどもの権利を守るためには、こども自身の声を聴く仕組みづくりが必要です。
- ヤングケアラーの支援には、福祉、教育などさまざまな観点からの支援が必要であり、ヤングケアラーへの理解を深める中で、適切な支援へつなげる必要があります。また、ヤングケアラーの問題は外部から発見が難しく、支援が必要なこどもの特定が困難なことも課題となっています。
- 「大分市子どもの生活実態調査」では、こどもと保護者にヤングケアラーに対する認識の差があったことから、ヤングケアラーと思われるこどもが自ら相談できる仕組みを作るとともに、大人の気づきを促すための周知を図る必要があります。

主な事業・取組

①要保護児童対策地域協議会のさらなる充実(※C)

児童虐待の早期発見・早期対応から、虐待を受けたこどもの心身のケア、再発防止に至るまで、切れ目のない支援の充実を図るため、「大分市要保護児童対策地域協議会*」を中心とした関係機関の取組のさらなる充実・連携を推進します。また、地域が一体となり要保護児童等の支援を行うため、「大分市要保護児童対策地域協議会中学校区実務者会議(中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議)*」により、地域の支援ネットワークの充実を図ります。



②養育支援訪問事業（※B-10）

乳児家庭全戸訪問事業等により養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対して、保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

③ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまでの体制強化（※C）

こども家庭センターの設置により、すべてのこどもと妊産婦等を対象としたポピュレーションアプローチを強化し、児童虐待の予防的対応から個々の家庭に応じた「サポートプラン」に基づく支援の切れ目ない対応など、早期発見・早期対応に注力することで、相談支援体制の強化を図ります。

ハイリスクアプローチについては、児童虐待の重症度や緊急性の高いこどもの支援を行う大分県中央児童相談所*大分支所と適切な役割分担を行い、連携を強化する中で、困りを抱えたこどもたちへの支援の充実に取り組みます。

④児童虐待防止・ヤングケアラーについての広報・啓発（※C）

「こども虐待・ヤングケアラー対応の手引き」の発行、「相談窓口周知用カード」や子ども家庭支援センターのリーフレットを配布するほか、講演会等を開催し、市民や関係機関に向け、児童虐待防止やヤングケアラーについての広報・啓発活動に取り組みます。

⑤こども自身の声を聴く取組（※C）

こども自身が意見を発信できるよう、相談先をのせたカードや返信用封筒付きのレターを組み込んだチラシの配布など、さまざまなアクセス手段を確保することで、こども自身の声が直接届く仕組みを構築します。

⑥子ども等見守り訪問支援事業（※C）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等（ヤングケアラーを含む）に対して居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供、学習及び生活指導支援等を通して、見守り体制を強化します。

⑦子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業（※B-14）

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対してヘルパーを派遣し、家事や育児を支援することで、保護者の妊娠及び育児に対する不安や負担を軽減し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐとともに、家庭における養育環境を整え、日常生活を営むことに支障が生じている児童・生徒を支援します。



⑧子育て短期支援事業（※B-7）

保護者が疾病、冠婚葬祭、出張、レスパイト・ケアなどで、こどもの養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等でこどもを預かることができるように、受け入れ体制の充実及び利用者数の拡大を図ります。さらに、こどもとの関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合は、保護者がこどもと一緒に利用できるよう取り組みます。

⑨親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①要保護児童対策地域協議会のさらなる充実	個別事例検討会議の開催回数	252回	増加
③ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまでの体制強化	サポートプラン作成件数	—	216件
	児童相談所との連携・対応件数	833件	増加
④児童虐待防止・ヤングケアラーについての広報・啓発	相談窓口周知用カードの配布先施設等の数	478か所	増加
⑤こども自身の声を聴く取組	こども自身からの相談件数	11件	増加
⑥子ども等見守り訪問支援事業	訪問世帯数	利用開始23世帯	増加
⑧子育て短期支援事業	延べ利用日数	ショートステイ：714日 トワイライト：88日	ショートステイ：1,125日 トワイライト：138日
⑨親子関係形成支援事業	こどもの関わり方等に不安を抱えている家庭のうち、本事業の受講を希望する人数	—	27人

〈成果指標〉

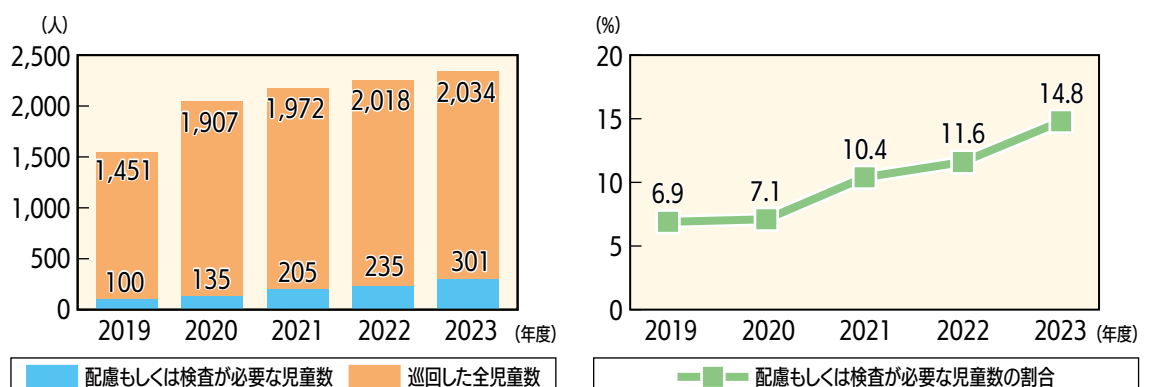
指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケート調査において、育児について相談できる人や機関があると答えた人の割合	93.8%	増加

基本施策③ 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援

現状

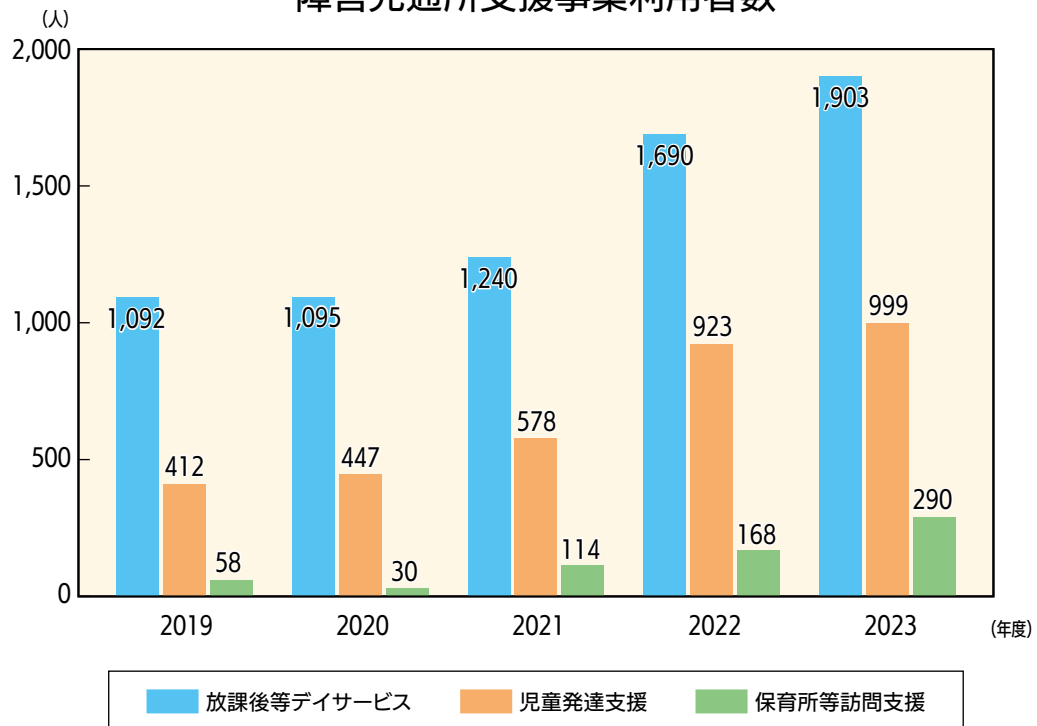
- 身体障害者手帳*所持者数は横ばいで推移していますが、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*所持者数は年々増加しています。また、1歳6か月児健診や3歳児健診、発達に関する相談や巡回療育相談、発達障がい児巡回専門員派遣事業などにおいて発達の遅れや偏りの可能性があると感じる子どもが増加しており、相談の件数や支援が必要なケースが増えています。
- 発達障がい児巡回専門員派遣事業で幼稚園や保育所、認定こども園等を巡回した専門員が、配慮もしくは専門機関での検査が必要と判断した子どもの割合は2021（令和3）年度は10.4%、2022（令和4）年度は11.6%、2023（令和5）年度は14.8%です。
- 障害児通所支援事業の利用者数は、2022（R4）年度は放課後等デイサービスが1,690人、児童発達支援が923人、保育所等訪問支援が168人、2023（R5）年度は放課後等デイサービスが1,903人、児童発達支援が999人、保育所等訪問支援が290人、利用者数は年々増加しています。
- 発達に支援が必要な子どもが保育所等受け入れ先で合理的配慮がなされるように、保育士等に専門職員が療育指導や相談などの施設支援を行う地域療育等支援事業の必要性が高まっています。
- 保育所等訪問支援や地域療育等支援事業、児童発達支援センター等、障がい児支援分野からの支援を進めることにより、事業者の合理的配慮の提供やインクルージョンの取組をより一層推進していくことが求められています。
- 近年、幼児教育・保育施設において発達障がいの可能性がある子どもや医療的ケア*を必要とする子ども、また、海外から帰国した子どもや日本語の習得に困難がある子ども及び家庭への支援が求められています。

発達障がい児巡回専門員派遣事業実施状況





障害児通所支援事業利用者数



課題

- 障がいのあるこどもとその保護者が、生活のしづらさを感じ、社会から孤立してしまうことがないよう、障がいの早期発見・早期対応や地域の中で安心して自立した生活を営むことができるようサポートすることが必要です。
- 生まれながらの特性や障がい、多様な育ちの中で発達に課題のあるこどもとその保護者に対して、乳幼児期から学齢期、就労期を通じて、切れ目なく一貫した、総合的な支援ができるよう、関係機関が相互に連携し、支援を行っていくことが必要です。
- 手帳取得者※や、成長の過程で発達の遅れや偏りが発見され、療育支援が必要とされるこどもが増えている一方、障害児通所支援事業所には限りがあり、すぐには支援につながらないこともあるため、地域療育等支援事業でのこどもへの支援に加えて保護者の障がいの受容や適切な支援、方向性をつくる必要があります。
※手帳取得者…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得者
- 集団生活の中でこどもの障がい顕著に現れることもあることから、集団生活の場における支援が必要です。
- 幼児教育・保育施設においては、配慮を必要とするこどもとその保護者に適切な支援や助言が行えるよう、保育の質やスキルの向上が求められています。



主な事業・取組

①障がいのあるこどもに対する地域療育等の支援（※C）

○関係機関と連携し、発達の遅れや偏りの可能性がある乳幼児を対象に、専門職員による巡回相談や療育相談等を行い、地域生活への支援につなげます。また、在宅の障がいのあるこどもの地域での生活を支えるため、訪問や外来等により、専門職員が在宅の障がいのあるこどもに対して療育指導、相談を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害児通所支援につなげます。

○関係機関との会議や研修会等を持ち、相互理解を促進するとともに、一貫した支援と地域療育等の支援の充実が図れるようにします。

②にこにこルームでの支援の充実（※C）

ことばや発達に不安のある、おおむね1歳6か月から就学前までのこどもとその保護者を対象に、親子で通所してもらい、保育を通して発達を促すとともに、保護者に対する相談・助言を行います。

③幼児教育・保育施設での支援の充実（※C）

○障がいのあるこどもを対象に幼児教育・保育施設での集団保育が可能な場合、個々の障がいの状況や発達の特性に応じた特別支援教育・保育を行います。

○日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるこどもが在籍している幼児教育・保育施設に、市が契約した訪問看護ステーションから看護師を派遣し、医療的ケアを実施します。

○海外から帰国したこどもや生活に必要な日本語の習得に困難のあるこどもが集団生活に適應できるよう、計画的な指導内容や指導方法を工夫します。

④放課後等デイサービス（※C）

在学中の障がいのあるこどもや療育を必要とするこどもを対象に、授業の終了後及び学校の休業日に、施設において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流を促進するための支援を行います。また、障がいのあるこどもに加え、保護者の支援も適宜行えるよう専門員を活用した相談会等の実施を事業所に促します。



⑤児童発達支援（※C）

就学前の障がいのあるこどもや療育を必要とするこどもを対象に、施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

また、障がいのあるこどもに加え、保護者の支援も適宜行えるよう専門員を活用した相談会等の実施を事業所に促します。

⑥保育所等訪問支援（※C）

保育所等を利用している障がいのあるこどもや療育を必要とするこどもに対して、施設を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援等を行います。

⑦居宅訪問型児童発達支援（※C）

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのあるこどもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

⑧発達障がい児巡回専門員派遣事業（※C）

臨床心理士等の専門職で、発達障がいに関する知識及び経験を有する者が、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設等を訪問し、施設の保育士等職員や保護者を対象に、障がいの早期発見・早期対応のための助言等、支援を行います。

⑨特別支援教育の推進（※C）

○特別支援教育に係る教職員研修を実施し、発達障がいを含めさまざまな障がいのあるこどもに対する専門的・実践的な指導力の向上を図るとともに、各学校においては全教職員の共通理解に基づく支援体制を確立し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援の充実に努めます。

○次年度就学予定の障がいのあるこどもの保護者等を対象に、特別支援教育担当者等が公民館等において、一人ひとりのこどもの障がいの特性に応じた就学相談を実施します。

○学校内において日常的に医療的ケアを行う必要がある場合に、学校に看護師を派遣し、医療的ケアを行うことにより、児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者負担の軽減など、合理的配慮*を図り、児童生徒の教育機会を保障します。

○大分市相談支援ファイル「つながり」*の活用により、支援や配慮を必要とするこどもの情報を整理し、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有しながら、それぞれが適切な支援を行うとともに、生涯にわたる継続的な支援に役立てます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①障がいのあるこどもに対する地域療育等の支援	療育相談件数	2,690件	増加
②にこにこルームでの支援の充実	療育機関や教育機関につなげた割合	100%	100%
③幼児教育・保育施設での支援の充実	特別支援教育・保育が必要と認められたこどもの受け入れ割合	100%	100%
	医療的ケアが必要で、市立保育所等の入所を希望する対象のこどもの受け入れ割合	100%	100%
④放課後等デイサービス	利用児童数	1,903人	増加
⑤児童発達支援	利用児童数	999人	増加
⑥保育所等訪問支援	利用児童数	290人	増加
⑦居宅訪問型児童発達支援	対象者で、サービスを希望するこどもの受け入れ割合	—	100%
⑧発達障がい児巡回専門員派遣事業	発達障がい児巡回専門員実施率	100%	100%
⑨特別支援教育の推進	大分市相談支援ファイル「つながり」の配付数（累積） ※データのダウンロード数は除く	4,171冊	6,000冊

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
療育支援を必要とするこどもとその保護者への支援に満足している保護者の割合	92.9%	100%



基本施策④ ひとり親家庭の自立支援

現状

- ひとり親世帯の世帯収入は、全世帯の平均収入に比べ低い場合が多く、2021（令和3）年度全国ひとり親世帯調査において、その大半を占める母子世帯の収入は、父子世帯の半分程度に留まっており、雇用形態についても正規職員の比率は母子世帯が父子世帯に比べて低くなっており、全国的な課題となっています。
- 2023（令和5）年度に実施した「大分市子どもの生活実態調査」では、ひとり親世帯の約4割が生活困窮世帯に該当するとの結果が出ています。

課題

- 平均所得が低いひとり親家庭に対しては経済的支援を行うとともに、安定した就業に向け、特に母子家庭の親に対する就業支援が必要です。
- 2023（令和5）年度に実施した「大分市子どもの生活実態調査」によると、就職支援の充実が重要と回答したひとり親世帯は、約3割となっていることから、各種支援施策については、さらなる充実を図るとともに、ひとり親家庭の個々の実情に応じた制度の周知と利用の促進を図る必要があります。

主な事業・取組

①ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進（※C）

- 離婚前の段階から、母子・父子自立支援員を配置した相談窓口へつなぐ体制を整え、さまざまな施策や制度の中から、個々の実情に応じた制度の周知と利用の促進を図るとともに、関係機関と連携を図り、ケースに応じたきめ細かな対応を行うことで、必要な支援が適切に届くように努めます。
- ひとり親家庭支援プラザにおいて、利用しやすい毎週土曜日に母子・父子自立支援員による相談業務を行うとともに、参加しやすい時間帯に資格取得講習会を実施し、個々のスキルアップを支援するなど、ひとり親家庭への就業支援施策の推進に努めます。
- 母子生活支援施設（しらゆりハイツ）において、生活全般の相談に応じるとともに関係機関と連携し、入所者の生活の安定を図る中で就労に向けての支援を行い、早期の自立を図ります。
- 2023（令和5）年度に実施した「大分市子どもの生活実態調査」によると、母子家庭の親は、非正規雇用の割合が約4割となっており、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれていることが多いことが伺えます。また、父子家庭においても同様の困難を抱える家庭もあるため、就業のための資格取得により収入の増加につながるよう、自立支援給付金事業の利用促進を図ります。



○母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の個々の実情に応じた自立支援プログラムを作成します。また、ハローワーク大分による大分就労支援コーナーと緊密に連携するなど、きめ細かな支援を行います。

○同じような悩みを抱えるひとり親同士のつながりのきっかけとなることを目的として、ひとり親が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を図ります。

②自立促進のための経済的支援

○ひとり親家庭の親と児童や、父母のない児童に対する医療費の助成制度を周知し、対象世帯への経済的負担の軽減を図ります。

○ひとり親家庭等の経済的自立を助成するため、各種資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を周知し、必要に応じた利用の促進を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進	母子・父子自立支援員相談対応件数	7,351件	増加
	自立支援給付金新規受給者数	10人	増加
②自立促進のための経済的支援	ひとり親家庭等医療証交付未申請件数	23件	減少

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
自立支援給付金事業によるひとり親の正規職員就業率	63.6%	増加



目標9 こどもの貧困の解消に向けた対策の充実

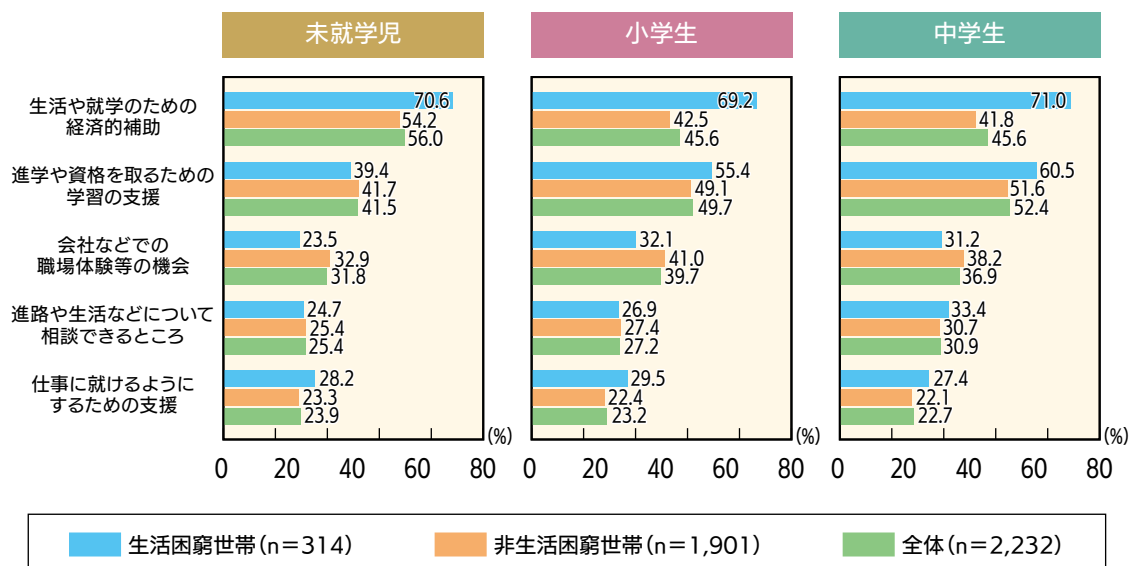
基本施策① 生活困窮世帯の保護者への支援の充実

※2023（令和5）年に実施した「大分市子どもの生活実態調査」では以下の状況が明らかになっています。（調査対象：5歳・小学校5年生・中学校2年生の保護者及び小学校5年生・中学校2年生の児童生徒（義務教育学校についても年齢区分に応じて調査対象に含んでいます。））

現状

- 生活困窮世帯*では、食料や衣料、家賃をはじめ、電気やガス、水道などの公共料金といった生活の基盤となる衣食住に関するものへの支払いや、こどもが学校へ通ううえで必要となる文房具や学習参考書の購入、給食費や教材費などの支払いが、困難だったという経験をしています。
- 生活困窮世帯では、ひとり親世帯の割合が高くなっています。なかでも、母子世帯では、パート・アルバイト等の非正規雇用の割合が4割を超えており、母親のみの就労収入で生計を維持することが困難な状況が伺えます。
- 初めて親となった年齢が、10代～20代前半（～23歳）の世帯では、生活に困窮している割合が高くなっています。
- こどもにとって将来必要な支援について、生活や就学のための経済的補助を求めている世帯の割合が高く、生活困窮世帯ではその割合が非生活困窮世帯よりも特に高くなっています。

お子さんにとって、現在、または将来的に、どのような支援があればよいと思いますか。



課題

- 生活困窮世帯の中でもひとり親世帯は、周囲との関わりが薄くなる傾向がある一方で、離婚や養育費のことについて相談できる体制を望む割合が大きいことから、気軽に相談できる支援体制の整備が求められています。
- 家族の介護や育児、病気・障がい等のため働きたくても働けない状況にあることで生活困窮となっていることもあり、保護者が働ける環境の整備や就労支援の充実が求められています。
- 生活困窮世帯では、初めて親になった年齢が若い人の割合が高く、また、身近な相談相手が少ない傾向がみられるため、安心して妊娠・出産が迎えられるよう、妊娠期からの適切な支援が必要です。
- こどもの医療費や就学に係る費用などの軽減が重要と考える人の割合が高くなっており、経済的支援の充実が求められています。

主な事業・取組

①ひとり親家庭等に対する就業・自立支援

ひとり親家庭等を対象に、母子・父子自立支援員による相談業務を行い、個々の実情に応じた制度の周知と利用の促進を図るとともに、関係機関と連携を図り、ケースに応じたきめ細かな対応を行うことで、必要な支援が適切に届くように努めます。また、資格取得を支援する自立支援給付金事業の周知を図るなど、自立に向けたきめ細かな支援を行います。

②スクールソーシャルワーカーによる支援

市立の全中学校及び義務教育学校に配置し、その校区の小学校もあわせて担当するスクールソーシャルワーカーが、こどもの背景にある貧困の状況を把握し、保護者と関係機関をつなぐなど連携を図りながら支援を行います。

③妊娠・出産・育児に関する保健指導の実施

核家族化や少子化の進行に伴い、一人で育児不安を抱える保護者が増加していることや、若年妊婦に生活困窮者が多いことから、妊娠届出時にすべての妊婦に保健指導を行い、安心して出産・育児ができるよう支援を行います。



④経済的支援の充実

ひとり親家庭を対象に保険診療の自己負担金を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」や、幼稚園や保育所、認定こども園等で日用品、文房具等の購入に要する費用や、食事の提供に要する費用について、生活保護世帯等を対象に費用の一部を助成する「実費徴収に係る補足給付事業」を行います。また、経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費・修学旅行費等の助成を行う「就学援助事業」、経済的な理由により修学困難な高校生・大学生等に対して奨学資金を貸与または給付する「奨学助成事業」等の経済的支援に取り組みます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①ひとり親家庭に対する 就業・自立支援	母子・父子自立支援員相談 対応件数	7,351件	増加
	自立支援給付金 新規受給者数	10人	増加
②スクールソーシャル ワーカーによる支援	関係機関へつなぐなどの支 援によって、貧困の状況の 改善が見られた家庭の割合	77.8%	増加
③妊娠・出産・育児に 関する保健指導の実施	妊娠届出時の保健指導 実施率	99.9%	100%

〈成果指標〉

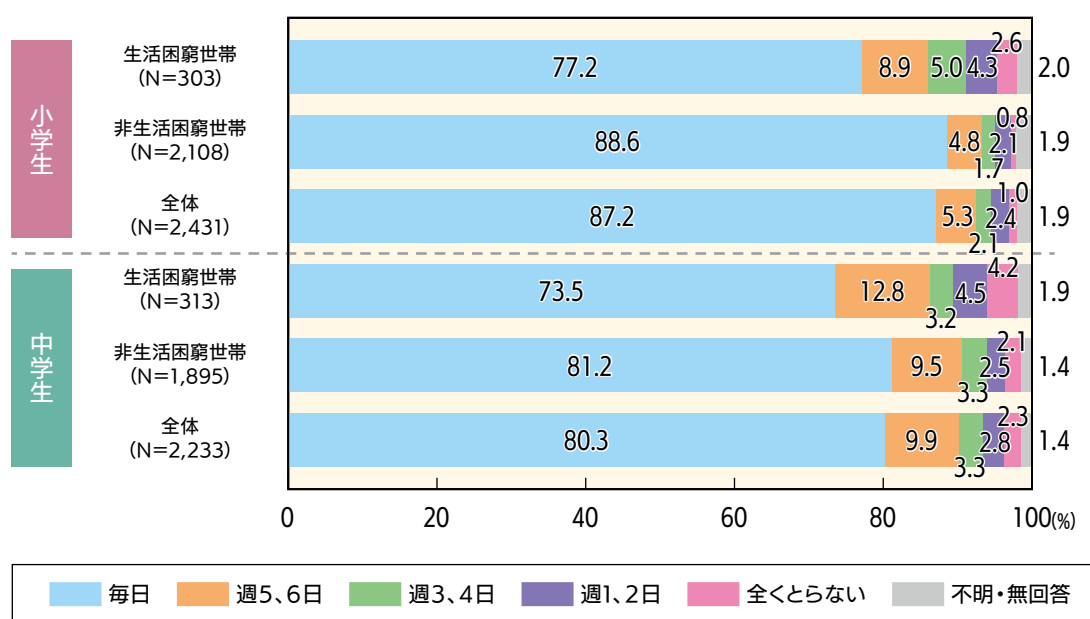
指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
自立支援給付金事業によるひとり親の 正規職員就業率	63.6%	増加
子育てに関するアンケート調査において、 育児について相談できる人や機関があると 答えた人の割合	93.8%	増加

基本施策② 生活困窮世帯のこどもへの支援の充実

現状

- 生活困窮世帯では、どの学校まで進学したいと思うかについて、非生活困窮世帯と比較すると「高校まで」と希望する割合が高く、「大学まで」を希望する割合が低くなっています。
- 塾や習い事をしているこどもの割合や、こどもの年齢に応じた本の購入、家族旅行等をする世帯の割合などで、生活困窮世帯では非生活困窮世帯よりも低くなっており、さまざまな体験が不足している状況が伺えます。
- こどもの生活実態について、朝ごはんを「毎日食べる」や歯みがきの回数が「1日2回以上」など、基本的な生活習慣が身についているこどもの割合が、生活困窮世帯では非生活困窮世帯よりも低くなっています。

あなたは1週間のうちどのくらい朝ごはんをとっていますか



課題

- 将来の進学希望について、こどもの学習意欲が家庭の状況に左右されないように、学習支援や多様な体験の機会を創出するなどの支援が求められています。
- 生活困窮世帯では、非生活困窮世帯と比較して基本的な生活習慣が身につけていない割合が高いことから、小さい頃から基本的な生活習慣を確立するための支援が必要となっています。



主な事業・取組

①子どもの学習支援事業の推進

所得格差と教育格差との関連が指摘される中、家庭環境に左右されず、こどもの学習機会が保障されるよう、生活保護世帯と就学援助受給世帯の中学生を対象に、学習塾に係る費用の一部を助成して学力の向上を支援します。

②学力の定着・向上

大分っ子学習力向上推進事業や大分っ子基礎学力アップ推進事業を通じ、確かな学力の定着・向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

③多様な体験活動の機会の提供

こどもの居場所づくりを行う子ども食堂に対し、運営などに関する支援を行うことにより、地域の力を生かしながらこどもの健全な育成を図ります。また、地域の団体等が、それぞれの経験を生かして、こどもの体験活動を中核とした事業に取り組む「おおいたふれあい学びの広場推進事業」を推進します。

④乳幼児期における基本的な生活習慣の確立の推進

乳幼児健康診査等を通じ、規則正しい食習慣や早寝・早起きの習慣等、基本的な生活習慣の確立の啓発に努めます。



〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①子どもの学習支援事業の推進	年間延べ利用者数	6,986人	7,500人
②学力の定着・向上	授業の内容がよく分かる児童生徒の割合	小学校 84.3% 中学校 74.1%	小学校 85.0% 中学校 75.0%
③多様な体験活動の機会の提供	子ども食堂に関するネットワークの参加団体数	33団体	44団体
④乳幼児期における基本的な生活習慣の確立の推進	幼児健診で乳幼児の基本的な生活習慣に関する啓発を受けた保護者の割合	97.5%	100%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
高校進学率 ・生活保護世帯に属するこども	88.0%	98.0%
大学等進学率※ ・生活保護世帯に属するこども	27.0%	35.0%
国・県・市主催の学力調査における 全国平均以上の教科の数の割合	小学校 100% 中学校 82.6%	小学校 100% 中学校 100%
三食規則正しく食べている3歳児の割合	97.0%	100%

※大学等進学率…進学準備給付金の支給対象施設である、4年制大学、短期大学、専門学校等への進学率を指します。

※小学校は義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を、中学校は義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。



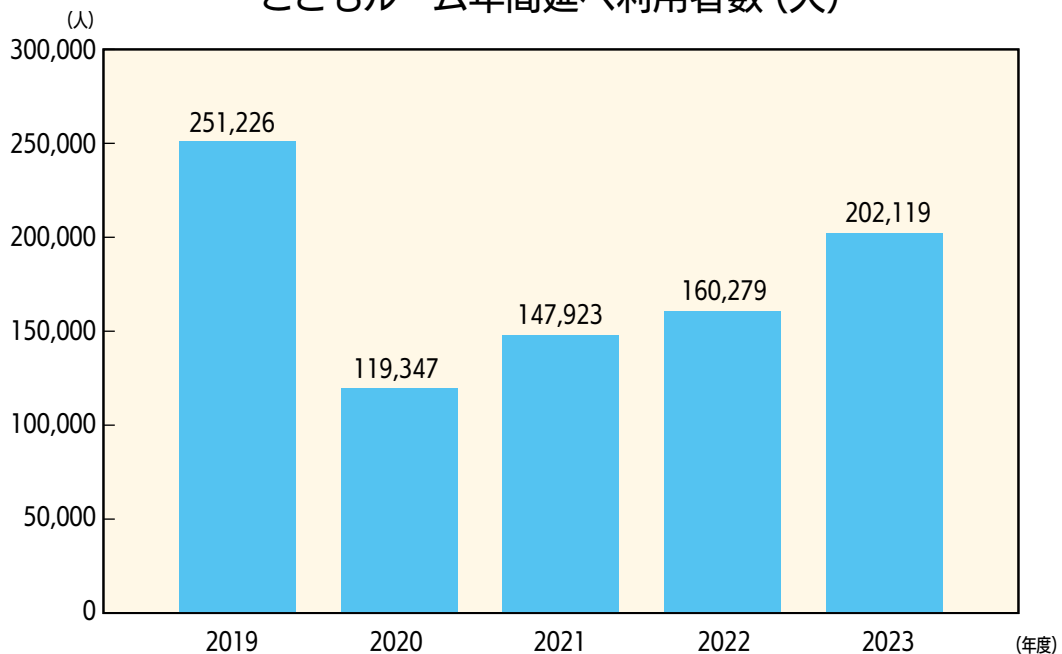
目標10 こどもと子育てを支える社会づくり

基本施策① 地域における子育て支援拠点の充実

現状

- 大分市では子育て、親育ての中核となる子育て交流センターと、市内11か所にこどもルームを設置し、地域における子育て支援拠点として親子の遊びの場や交流の場を提供するとともに、育児相談を行っています。
- 2013（平成25）年度の子育て交流センター設置以降、こどもルームの年間延べ利用者数は、25～30万人前後で推移していました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響で2020（令和2）年度は119,347人と大きく減少したものの、2023（令和5）年度は202,119人の利用があり増加をしています。
- 地域子育て支援室*やこどもルームでは、こどもとの関わりや育児支援に関心を持つ学生ボランティアを受け入れ、育成に努めています。また、子育てサロン*等地域で子育てを支援する団体への活動支援やボランティア研修など、地域における子育て支援を支える取組を行っています。

こどもルーム年間延べ利用者数（人）



課題

- 子育てサロン等地域で子育て支援を行っている団体への活動支援を充実させ、地域住民との連携を深め、身近な地域における子育て支援を進めるさらなる取組が必要です。



主な事業・取組

①地域における子育て支援の推進（※B-11）

子育て交流センターに、地域子育て支援室、こどもルーム、子育てファミリー・サポート・センター等の子育て支援機能を集約し、総合的な相談・支援体制の強化を図ります。核となる地域子育て支援室では、育児相談や子育て情報の提供を行い、地域で活動している子育て団体と連携を図り、地域の子育て力の強化を目指します。

②こどもルーム事業（※B-11）

市内11か所のこどもルームにおいて、親子の遊び場を提供し、親や子の交流を図るとともに、育児相談も行い、身近な地域で安心して子育てができる環境を整備します。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①地域における子育て支援の推進	子育てサロン・サークル支援回数	39回	70回
	子育てボランティアの育成研修等開催回数	6回	8回
②こどもルーム事業	こどもルーム年間延べ利用者数	202,119人	250,000人

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
こどもルームでの育児等相談件数	2,495件	増加



基本施策② 地域住民との連携によるこどもや家庭への支援推進

現状

- 家族形態の多様化や、地域のつながりの希薄化により、家庭で乳幼児を抱える保護者が孤立しがちになっており、身近な地域でのこどもや子育てへの支援や世代間交流の重要性が高まっています。
- ひとり親家庭や共働き世帯では、下校後、こどもが一人で食事をする、いわゆる孤食が見受けられ、好きなものばかりを食べがちになることで栄養が偏るなど、健康や身体の成長への影響や、家族のコミュニケーションが不足することで社会性や協調性をはぐくむ機会の減少が懸念されています。
- こどもや子育てへの支援を含め、地域や家庭が抱える課題は、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、属性別や対象者のリスク別に整備された公的支援では対応が困難なケースも見られます。
- 「大分市民意識調査」の結果によると、地域で子育てが支えられていると感じると答えた保護者の割合は41.1%でした。

課題

- 地域の子育て支援団体からは、活動の充実や運営上の支援を求める声があります。また子育て世代に対し、地域活動への参加を求める声も出ています。
- こどもたちにとって、学校だけでなく身近な地域でさまざまな体験活動を行うことや、高齢者なども参加しやすいよう工夫しながら世代間で交流することが、豊かな人間性を養うために必要です。
- こども、高齢者、障がい者、生活困窮者といった、それぞれの分野を超えた支援が求められるケースに対し、分野を横断した包括的な支援体制の推進を図ることが必要です。



主な事業・取組

①地域コミュニティ子育て応援事業

地域のボランティアを主体とし、就学前児童とその保護者が気軽に集まれる場の提供を行う団体に活動費の助成を行います。地域の人に見守られながら参加者同士で交流を深めたり、情報交換を行うなど、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境づくりを行います。

②ご近所の底力再生事業

自治会が行うこどもの見守り活動や伝統行事の継承活動などに対し財政上の支援をするとともに、地域における青少年の健全育成や世代間交流の促進を図ります。

③地域の居場所づくり推進事業

全世代を対象に、地域食堂を通して交流活動を行うボランティア団体等を支援することで、地域での共助の取組を活性化させ、だれもが気軽に集える交流の場や居場所の開設等の促進を図ります。

④民生委員・児童委員（主任児童委員含む）に対する支援

こどもや子育て家庭をはじめ、地域住民からのさまざまな相談に応じ、必要に応じて関係機関へのつなぎ役としての役割も担う民生委員・児童委員の活動に対して、庁内関係課で連携し、横断的な支援（大分市民生委員児童委員庁内サポート体制）を行います。

⑤重層的支援体制整備事業の実施

複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、支援関係機関や地域住民等との連携・協働のもと、こども、高齢、障がい、生活困窮の各分野を超え「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、重層的支援体制整備事業を推進します。

⑥おおいたふれあい学びの広場推進事業

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、こどもにさまざまな体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供する地域団体等の活動を支援することで、地域の教育力の向上を図ります。



⑦地域活動を支える人材の育成や活用

○多くの地域住民等が、こどもたちの学びや成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくために、地域と学校をつなぐ架け橋となる「地域コーディネーター」を配置し、地域学校協働活動を推進します。

○地区公民館が地域の関係機関・団体等と連携し、「こども体験交流事業」を実施することにより、家庭、地域の教育力の向上および地域コミュニティの活性化を図ります。

○絵本の読み聞かせをはじめとした、地域で活動するボランティアのスキルアップや、これからボランティアを始める人材を育成することを目的とした教室・講座を地区公民館等で開設し、住民のボランティア意識の高揚や地域の教育力の向上を図ります。

⑧地域の多様な主体との連携によるこどもの健全育成

○こどもの健全育成を図るため、社会教育関係団体をはじめ地域の多様な主体と連携します。

○こどもの自主・自立活動を支援するため、子ども会のリーダー等や、子ども会活動を支える育成指導者等に対する研修会の充実に努めます。

○大分市青少年健全育成連絡協議会や大分市青少年補導員連絡協議会等と連携し、こどもへの積極的な声かけや見守り等を通じて地域の連帯感をはぐくみます。



〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①地域コミュニティ子育て 応援事業	延べ参加者人数	12,611人	増加
②ご近所の底力再生事業	「ご近所の底力再生事業」 申請自治会の割合	75.6%	85.0%
③地域の居場所づくり推進 事業	実施回数	—	12団体で月2回ずつ (12か月) 計288回開催
⑥おおいたふれあい学びの 広場推進事業	地域主体型の実施回数	577回	850回
⑦地域活動を支える人材の 育成や活用	地域社会の中でこどもたち が健全に育成されていると 感じる市民の割合	45.6% (2024(R6)実績)	70.0%
⑧地域の多様な主体との連携 によるこどもの健全育成			

〈成果指標〉

指標	2024(R6)実績	2029(R11)目標
地域で子育てが支えられていると感じる と答えた保護者の割合	41.1%	55.0%





基本施策③ こどもが安心して暮らせる地域づくりの推進

現状

- 近年、全国的に登下校中のこどもが痛ましい事件・事故に巻き込まれる事案が相次いで発生しており、大分市においても、交通事故・不審者事案が多く発生しています。
- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、大分市に充実を図ってほしい子育て支援として、就学前児童の保護者からは、「公園などの屋外の施設の整備」(11.7%)や、「おむつ替えや授乳スペースの設置など、子連れで外出しやすい環境の整備」(8.4%)に対する要望があります。小学生の保護者からは、「小学生以上を対象に遊びを通じた活動を行う施設の充実」(14.3%)や、「公園などの屋外の施設の整備」(13.1%)に対する要望があります。

課題

- 登下校時の事故や、不審者事案の発生から、こどもの安全を確保する必要があります。加えて、地域においてこどもや親子が安心して遊べる場所の確保も求められています。

主な事業・取組

①安全・安心を実感できるまちづくりの推進

「大分市生活安全推進協議会*」を中心として、市報や大分市ホームページへの掲載や、防犯協会等と連携した啓発パンフレット等の配布、自主防犯パトロール*や子ども見守りパトロール等を所管する関係機関と連携した安全意識の高揚を図ります。また、自治会等による防犯灯の設置や維持に係る経費及び防犯カメラの設置に係る経費を補助することで、地域における防犯環境を整備します。

②こどもの安全見守り活動の推進

「こどもの安全見守りボランティア活動支援事業」として、保護者や地域の協力を得ながらこどもの登下校時の見守り体制の整備・充実を図ります。登下校時にこどもの緊急避難場所となる「こども連絡所*」の維持・拡充や「すこやか大分っ子サポートパトロール*」の推進を支援するなど、地域や関係機関との連携を図る中で、こどもの安全体制の構築を図ります。

③みんなが利用できる公園整備

利用者に配慮した公園施設のバリアフリー化など、市民ニーズに対応した公園施設の更新や配置換え等を行い、魅力の向上を図ります。



④安全・安心な通学路の確保

小中学校及び義務教育学校に対し、通学路の安全点検を行うよう指導し、危険箇所については、大分市交通問題協議会*において関係機関が連携して改善に取り組むとともに、必要に応じて通学路を見直すなど、登下校時における児童生徒の安全確保を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①安全・安心を実感できるまちづくりの推進	こどもへの声かけ事案件数 (15歳以下)	101件	減少
②こどもの安全見守り活動の推進	こどもの安全見守りボランティアの登録者数	31,346人	32,000人
③みんなが利用できる公園整備	バリアフリースイレ* 設置数(累積)	163カ所	177カ所
④安全・安心な通学路の確保	通学路の対策必要件数のうち、 対策済件数の割合 (交通安全施設等による) ※前年度までの5か年累計	94.6%	95.0%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
登下校時の事故件数	47件	減少

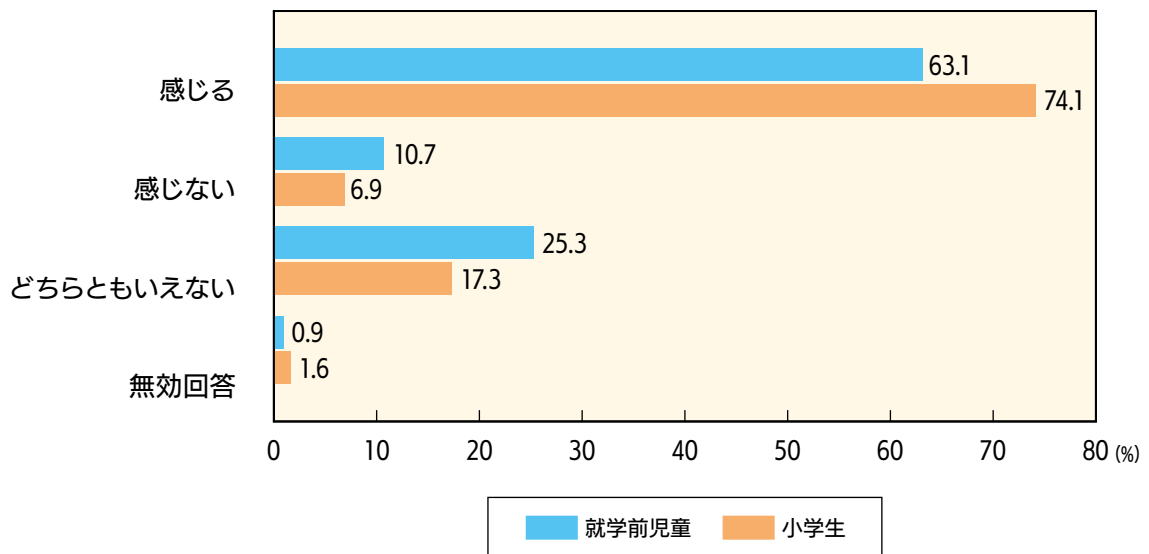


基本施策④ 経済的支援

現状

- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、子育てに係る経済的負担が大きいと感じる人が就学前児童の保護者で63.1%、小学生の保護者で74.1%となっており、子育て世代への経済的支援が求められています。中でも、こどもの就学に係る費用や医療費の軽減についての要望が高くなっています。

子育てにかかる経済的負担が大きいと感じますか



課題

- 少子化対策は喫緊の課題であり、子育てに係る経済的負担の軽減を継続して行う必要があります。

主な事業・取組

①児童手当

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育する人を対象に年6回、手当を支給します。

②子ども医療費助成

市内在住の高校生年代までのこどもを対象に保護者が支払う医療費を助成します。

③就学援助事業

経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・医療費等の助成を行います。



④実費徴収に係る補足給付事業（※B-12）

生活保護世帯等を対象に、保育所等を利用する場合に支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等の一部を助成するとともに、新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯等を対象に、副食費の助成を行います。

⑤第2子以降3歳未満児の保育料の軽減事業

認可保育所等に入所している第2子以降3歳未満児の保育料を無料とします。

また、認可外保育施設を利用する保育の必要性がある第2子以降3歳未満児についても保育料等を無償化（上限あり）します。

⑥幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等を利用している3歳から5歳までのすべてのこどもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもを対象として、保育所等の利用料を無償化（上限あり）します。

なお、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等での実施に当たっては、保護者からの請求に基づく年4回以上の償還払いを基本とするとともに、保護者に代わって事業者が請求する方法も可能とするなど、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮し、公正かつ適正な支給に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、法に基づく事務の執行等については、必要に応じて県と情報共有を図る等連携し、適正に実施します。

⑦中学生の学校給食費無償化

市立中学校（義務教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒の学校給食費を無償化します。

〈成果指標〉

指 標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケートにおいて、子育てに係る経済的負担が大きいと感じると答えた保護者の割合	就学前 63.1% 小学生 74.1%	減少



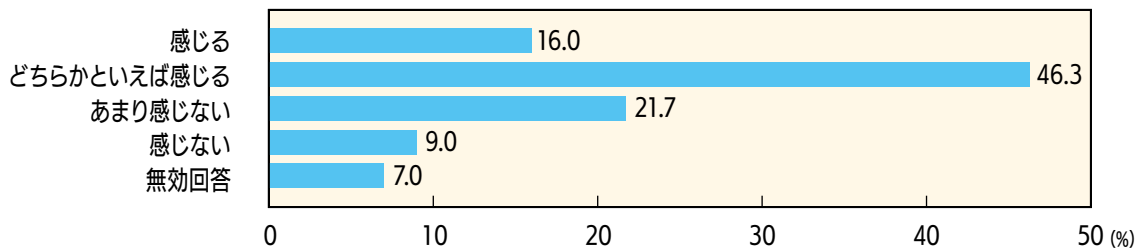
目標11 仕事と子育ての両立支援

基本施策① ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成

現状

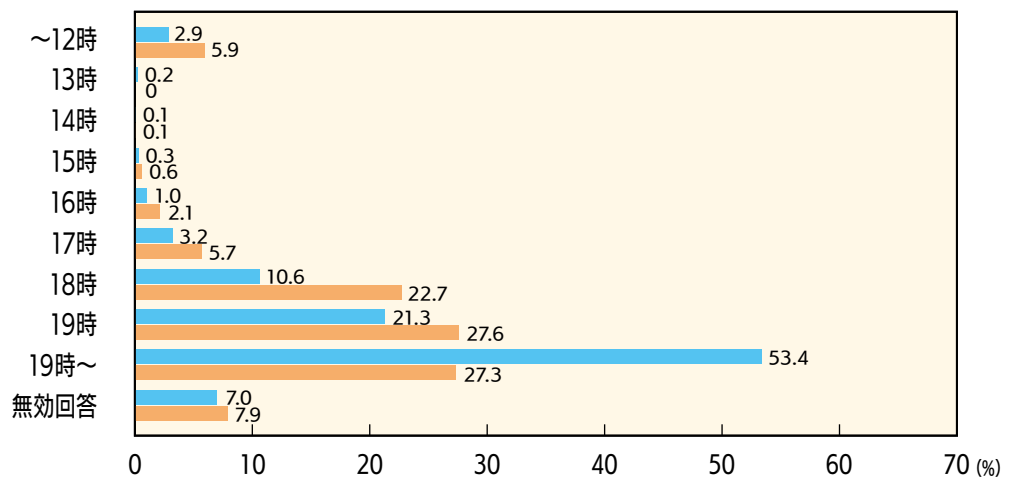
- 家庭や地域・職場などあらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現が求められていますが、依然として家事・育児の負担が女性に偏っている現状や、男性が希望しても実際には育児休業の取得等が進まない実態があります。全国的に女性の就労が進む中、出産後も女性が働き続けるためには、保育の提供体制を整えるとともに、育児休業や短時間勤務など、子育てを支援する職場環境を整備することが求められています。
- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると「仕事と家庭が両立できている」と感じていない人の割合が30.7%となっています。また、父親の帰宅時間が19時以降である割合は前回調査時と比較して改善が進んでいるものの、引き続き、父親の家事や育児への参加を促す取組が必要です。

仕事と家庭が両立できていると感じますか



※アンケート対象は就学前児童の父親・母親並びに小学生の父親・母親

父親の帰宅時間



■ 前回 ■ 今回

※アンケート対象は就学前児童の父親並びに小学生の父親

課題

- 男女がともに家事・育児を負担し、職業を通じて豊かな社会活動を行うためには、事業主や市民一人ひとりが「ワーク・ライフ・バランス」の在り方について考え、取組を進める必要があります。

主な事業・取組

①市報や市ホームページ等を活用した啓発（※D）

市報や情報誌、市ホームページに大分市及び関係機関の取組を掲載し、事業所や市民に対する啓発を行います。また、国の動きや全国的な取組を把握するとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する積極的な情報発信に努めます。

②子育て世帯向け講座の充実（※D）

ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児等への参画を進めるために、新生児の育児講座や、先輩ママ・パパとの交流や妊婦疑似体験などを行う講座などの子育て世帯向け講座を通じて意識の醸成を図ります。

③事業所・市民向け講座の開催（※D）

時間や場所にかかわらないオンライン形式での講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革等を含む仕事に関連する学習コンテンツを提供します。この講座を通じて、事業者・市民へのワーク・ライフ・バランスに向けた意識の醸成を図ります。





〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①市報や市ホームページ等を活用した啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載回数	14回	21回
②子育て世帯向け講座の充実	子育て世帯向けワーク・ライフ・バランス等関連講座の参加者数	373人	560人
③事業所・市民向け講座の開催	オンライン講座受講者におけるワーク・ライフ・バランス等関連講座を受講した割合	—	50.0%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケートにおいて、仕事と家庭が両立できていると感じていると答えた保護者の割合	就学前 母 58.6% 父 62.5% 小学生 母 67.4% 父 60.5%	増加

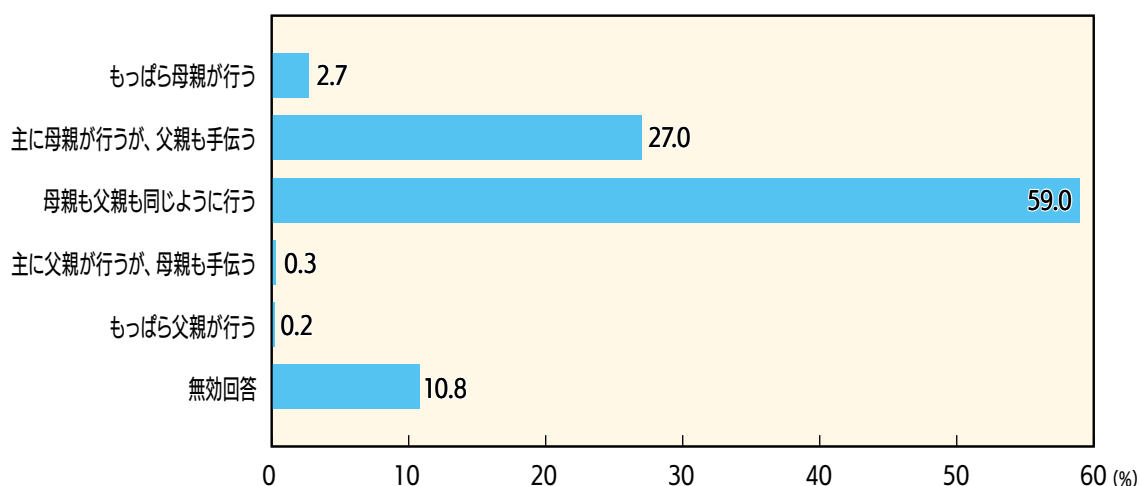


基本施策② 男性の育児参加の促進

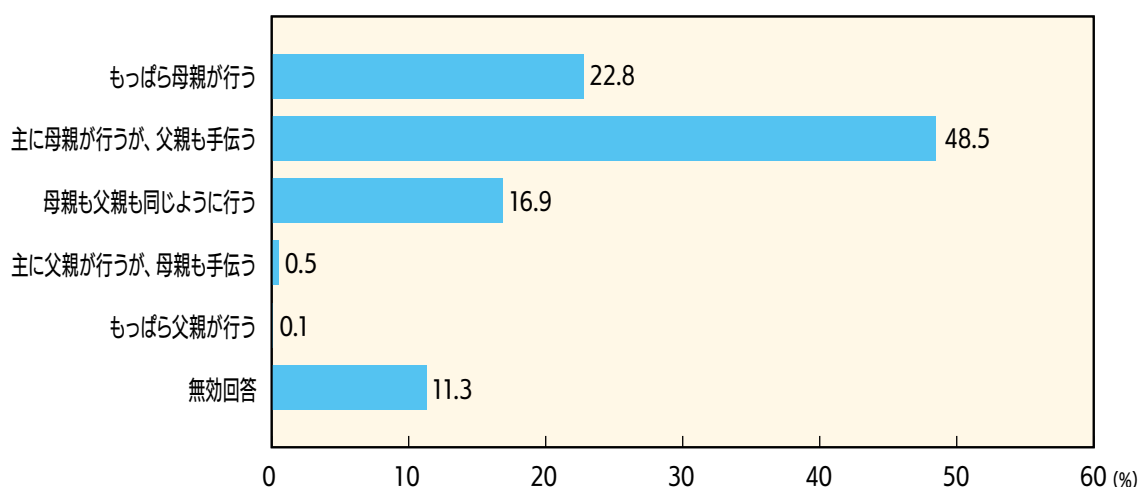
現状

- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、父親・母親の子育てに関する役割分担に関して、「母親も父親も同じように行う」ことを理想とする保護者は59.0%であるものの、現実として「母親も父親も同じように行う」と回答した人は16.9%でした。
- 2022年の男性の育児休業取得率は、国では17.1%、県では13.8%でした。
- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、育児休業を取得した割合は、母親が59.2%、父親が14.9%でした。

父親・母親の子育てに関する役割分担に関して（理想）



父親・母親の子育てに関する役割分担に関して（現実）



※上記2つのアンケート対象はいずれも就学前児童の父親・母親並びに小学生の父親・母親



課題

- 仕事も家庭も大切にしたいという男性の声や、共働き世帯の増加に伴い、男性の育児参加のための取組が必要です。

主な事業・取組

①父親向け子育て教室の開催

父親が参加しやすい土曜、日曜、祝日に子どもと一緒に楽しめる子育て教室や父親向け講座等の開催を増やすなどし、父親の参加を一層促進するとともに、父親の育児を支援する取組を行います。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①父親向け子育て教室の開催	父親向け子育て教室開催回数	7回	8回

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケートにおいて、育児休業を取得したと答えた父親の割合	14.9%	増加

